



## 平成30年 国民生活基礎調査のお知らせ

厚生労働省では、「平成30年国民生活基礎調査」を都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて実施します。調査員証を携帯した調査員が、下記の日程で建物にお住まいの世帯にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

### 調査の日程

調査員が、直接各世帯を訪問します。

- ① 4月20日頃～  
「調査の実施について」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。
- ② 4月下旬  
「調査のお知らせ」を各世帯にお配りし、世帯の人数などをお尋ねします。
- ③ 6月7日の前後1～2週間程度の間  
「世帯票（調査票）」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。
- ④ 7月12日の前後1～2週間程度の間  
「所得票（調査票）」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③の「世帯票」調査を実施した世帯のうち、一部の世帯について④「所得票」の調査を実施します。

## FAQ (よくあるご質問)

### Q1 どのような調査ですか？

- ◆国民生活基礎調査は、世帯の構造、年金、医療保険、所得などについて把握し、厚生労働省の施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和61年以来毎年実施しており、今回は33回目に当たります。
- ◆統計法（平成19年法律第53号）に基づいて行われる基幹統計調査であり、調査対象世帯には統計法に基づき、報告義務（拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと）が課せられています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。
- ◆平成27年の国勢調査区から1,106地区（約5万5千世帯）を抽出して、地区内の全世帯について「世帯票」を調査します。（6月7日調査日）  
また、この1,106地区を約2,000単位区に分割し、そのうちの500単位区（約1万3千世帯）を抽出して、単位区内の全世帯について「所得票」を調査します。（7月12日調査日）

### Q2 調査員はどのような人ですか？

- ◆お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっており、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

### Q3 管理員はどのような協力をすればいいですか？

- ◆マンション・アパート等の厳重なセキュリティ等により、調査員が建物内に入ることが困難で、調査を円滑に行えない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

## お問い合わせ先 ▶▶▶

調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。